

資料編

- 1 人吉市子ども・子育て会議
 - (1)人吉市子ども・子育て基本条例
 - (2)人吉市子ども・子育て委員名簿
 - (3)会議の開催経過
 - (4)保育園・幼稚園との協議

- 2 計画素案に対する意見公募

1 人吉市子ども・子育て会議

(1)人吉市子ども・子育て基本条例

平成25年12月25日

条例第52号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 責務及び役割(第6条—第10条)

第3章 事業計画(第11条・第12条)

第4章 子ども・子育て会議(第13条—第16条)

第5章 基本的施策(第17条—第21条)

第6章 子どもの権利擁護(第22条—第24条)

第7章 雑則(第25条)

附則

子どもは、私たちの生命を受け継ぐかけがえのない宝物であり、人類未来への希望である。

本市の美しい自然環境や長い歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長することは、私たち市民みんなの願いである。

少子化や核家族化の進行に伴い、また、過疎化や高齢化によって、地域や家庭の子育て力の低下が課題となっている今日、子どもを地域の宝として大切に育て、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備することが、私たちにとって重要な責務となっている。

私たちは、今こそしっかりと子どもと向き合い、子どもの確かな成長を見届けていかなければならない。そこで、誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じられるように、また、全ての子どもが等しくその成長に応じた出会いや体験を通して、命の大切さを学び、自立する力、他人を思いやり尊敬しあう心などを身につけられるように育てていくことのできる環境を創り上げていくことを私たちは宣言する。そして、子どもの心身ともに健やかに生きる権利が普遍的なものとして保障され、虐待、いじめ等によりそれが侵害されるときは断固たる行動でこれを阻止し、子育て家庭が幸せを感じることができるよう、地域社会全体が共に手を取り合って具体的に行動しなければならない。

ここに、子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現を目指してこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにし、子どものための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を有する者又はその者に代わり子どもを育てる立場にある者をいう。
- (3) 地域住民 子どもにとって身近な生活圏において居住し、若しくは活動する個人又はそこに通勤し、若しくは通学する個人及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (4) 学校・施設等関係者 学校、保育所、幼稚園その他の子どもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、又は通園する施設(以下「学校・施設等」という。)の設置者、管理者又は職員をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現を目指して、子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの人格及び子どもが有している心身ともに健やかに生きる権利(以下「生きる権利」という。)を尊重して行われなければならない。

- 2 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。
- 3 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの年齢及び発達に応じて行われなければならない。
- 4 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務に応じて主体的に取り組み、又は相互に協働して行われなければならない。

(子どもの生きる権利の尊重)

第4条 保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが有する生きる権利を尊重するとともに、相互に連携、協力して子どもが健やかに育つよう必要な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び参加への配慮)

第5条 保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、子どもが意見を表明することができ、その中で適切とされる意見が確実に反映される環境の整備に努めるものとする。

- 2 保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、子どもがその年齢及び発達に応じて、様々な体験又は学習の活動に自主的に参加できるような機会を作るよう配慮するものとする。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第6条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、情報の提供及び必要な財政上の措置等を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有することを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、家族とともに次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもに愛情及び関心を持ち、子どもとのふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながら子どもの成長を支えること。
- (3) 子どもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支援すること。
- (4) 日常における挨拶及び地域行事への参加を通して、支えあうことの大切さを学ぶため、日頃から子どもとともに地域住民との交流を図ること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声かけ、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりに努めること。
- (2) 子どもの考え及び行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。

(学校・施設等関係者の役割)

第9条 学校・施設等関係者は、基本理念にのっとり、学校・施設等が集団の中での遊び及び学習を通して子どもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること、並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること。
- (2) 子どもが命の大切さを学び、次代の親として家庭生活を大切にすることを育む機会を提供すること。
- (3) 子どもにとって、学校・施設等が安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるように、学校・施設等関係者が互いに連携し、保護者、地域住民及び事業者と協力して環境づくりを行うこと。
- (4) 虐待、いじめ、不登校等については、関係機関等と連携、協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもにとって安全で良好な社会環境づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、子どもの安全・安心の確保に努めること。
- (2) 保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び市が行う子どもを社会全体で健やかに育むための取組に協力すること。
- (3) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。
- (4) 医療機関その他子育て支援に関する事業活動を行う者にあつては、その専門的な知識及び経験を生かし、子どもの健やかな成長を支援すること。

第3章 事業計画

(子ども・子育て支援事業計画)

第11条 市は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を定めるものとする。

2 事業計画は、支援法第60条に規定する国の基本指針及び同法第62条に規定する都道府県の事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

(事業計画の策定又は変更)

第12条 市は、事業計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する会議の意見

を聴かなければならない。

- 2 市は、事業計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第4章 子ども・子育て会議

(子ども・子育て会議)

第13条 事業計画の策定その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、支援法第77条第1項の規定に基づき、本市に人吉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(会議の組織)

第14条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の委員)

第15条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が人吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 保護者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の庶務は、健康福祉部及び教育部において処理する。

第5章 基本的施策

(子どもの成長への支援)

第17条 市は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の推進を図るものとする。

- 2 市は、子どもの生きる力を育てるための学校教育環境・保育環境等の整備及び充実を図るものとする。

3 市は、子どもが地域社会の一員として自立した大人へと育つことができるよう、多様な経験、学習等の機会の提供を図るものとする。

(子育て家庭及び家庭教育への支援)

第18条 市は、保護者が安心して子育てができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、必要に応じた子育てに係る経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等家庭及び地域における子どもを育てる力の向上を図るものとする。

2 市は、多様な保育サービスの充実、子育てがしやすい就業環境の整備等子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組むものとする。

3 市は、保護者が子どもの年齢及び発達に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の保護者として成長するために必要なことについて学ぶことを支援するものとする。

(相談支援体制の充実)

第19条 市は、妊娠、出産、家庭生活その他子どもの成長及び子育てに関する問題又は悩みに適切に対応できるよう総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

(協働等による施策の推進)

第20条 市は、前3条に規定する施策を推進するに当たっては、関係機関との連携協力並びに保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者との協働のもとに、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例の趣旨について、子ども、保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を効果的に行うものとする。

第6章 子どもの権利擁護

(子どもを権利侵害から守るための対策)

第22条 市は、子どもに対する虐待、いじめを始めとする子どもの生きる権利の侵害について、予防及び早期発見に取り組むとともに、保護を要する子どもの救済その他の措置を講ずるために必要な体制整備を図るものとする。

2 前項の取組及び体制整備は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の趣旨にのっとり、行うものとする。

(子ども・子育て相談員)

第23条 市は、子どもに対する虐待、いじめを始めとする子どもの生きる権利の侵害について、子ども又はその関係者からの相談等に対応するため、人吉市子ども・子育て相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、4人以内とし、人格識見に優れ、子どもの人権、教育等に関して知識及び経験を有する者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱する。

(相談員の職務)

第24条 相談員は、学校・施設等関係者と協働し、児童相談所、法務局、警察署等の関係機関と連携、協力しながら次の業務を行う。

- (1) 子どもの生きる権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言、支援等を行うこと。
- (2) 生きる権利の侵害を受けている、又はそのおそれがある子どもについて、本人若しくはその関係者から救済の申立て又は発見者から通告を受け、事実の調査及び関係者間の調整を行うこと。
- (3) 子どもの生きる権利の侵害等の事例を検証し、その再発防止を図ること。
- (4) 子どもの権利擁護、人権尊重等に関して広報し、及び啓発すること。
- (5) その他子ども又はその関係者から相談を受け、助言、支援等を行うこと。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、附則第2項及び附則第3項(子ども・子育て会議に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(次世代育成支援対策地域協議会)

2 当分の間、第13条に規定する人吉市子ども・子育て会議は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、人吉市次世代育成支援行動計画の進捗管理及び検証について調査審議するものとする。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年人吉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 委員名簿

人吉市子ども・子育て委員

《委嘱の任期》 平成26年1月29日～平成28年1月31日

(敬称略)

選出組織等	役職名等	氏名	備考
人吉市校区公民館長連絡会議	会長	中島 靖	会長
人吉人権擁護委員協議会	副会長	山縣 仗子	副会長
熊本県司法書士会人吉支部		宮本 稔也	
八代児童相談所	所長	戸川 正洋	
人吉市医師会		増田 隆二	
人吉市民生委員児童委員協議会	副会長	尾方 節	
人吉市町内会長嘱託員連合会	会長	神瀬 文夫	
きじ馬スタンプ協同組合		渡辺 美雪	
人吉市保育園連盟	副会長	平山 猛	
人吉市私立幼稚園連盟		涌水 邦英	
人吉市小・中学校長会	副会長	東 覚	
人吉市保育園連盟保護者連絡協議会	会長	那須 俊介	
幼稚園保護者会		中津留敏之	
人吉市PTA連絡協議会	書記	松舟 政浩	
人吉市子ども会育成連絡協議会	副会長	長船 法文	

(3) 会議の開催経過

開催日	会議	審議内容
平成 26 年 1 月 29 日	第 1 回会議	① 子ども・子育て支援法及び新制度について ② 人吉市子ども・子育て基本条例及び施行規則について ③ 平成 24 年度次世代育成支援行動計画（後期計画）の実績及び 25 年度計画の検証 ④ 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査の内容検討
平成 26 年 3 月 26 日	第 2 回会議	子ども・子育て支援事業計画策定に伴う量の見込みの算出
5 月 29 日	第 3 回会議	① ニーズ調査に伴う自由意見の審議 ② 今後 5 年間のニーズ量の審議
8 月 25 日	第 4 回会議	① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策の審議 ② 子ども・子育て支援事業計画骨子案の審議 ③ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の検討 ④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の検討 ⑤ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の検討
11 月 21 日	第 5 回会議	① 平成 25 年度次世代育成支援行動計画（後期計画）重点事業等実施状況・平成 26 年度実施計画書の報告 ② 子ども・子育て支援事業計画（案）の審議 ③ 保育の必要性の審議 ④ 保育料改定案の審議
平成 27 年 1 月 13 日	第 6 回会議	子ども・子育て支援事業計画（案）の審議
2 月 9 日	第 7 回会議	子ども・子育て支援事業計画原案の決定

(4) 保育園・幼稚園との協議

開催日	会議	審議内容
平成 26 年 5 月 15 日	保育園連盟園長 会	① 保育園と幼稚園との連携について
6 月 30 日	市内私立幼稚園 意見交換会	① 子ども・子育て新システムについて ② 募集時期について ③ 認定こども園への意向調査について ④ 利用定員について ⑤ 公定価格について
7 月 8 日	保育園連盟園長 会	① 私立保育園の認定こども園への移行について ② 子ども・子育て支援ニーズ結果について ③ 校区における就学前児童の推計について
8 月 6 日	市内私立幼稚園 意見交換会	① 利用定員について ② 保育料について ③ 保護者説明会について ④ 幼稚園・保育園・福祉課との意見交換会について
9 月 25 日	市内保育園・幼 稚園意見交換会	① 条例の制定について ② 新制度における申請について（特定教育・ 保育施設確認申請書） ③ 新制度の広報について（保護者配布用パン フレット） ④ 入園募集について（申込みの手引き） ⑤ 放課後児童クラブについて（開始届）
10 月 14 日	保育園連盟園長 会	① 利用定員の設定について ② 保育の必要性の認定について（保育標準時 間・保育短時間）
10 月 28 日	私立保育園 13 園	① 入所申込み申請書類について（申込みの手 引き、支給認定申請書、添付書類）
11 月 11 日	保育園連盟園長 会	① 利用定員について ② 保育の必要性の認定について ③ 保育料の設定について
12 月 18 日	保育園連盟園長 会	① 保育の必要性の認定について（保育の必要 性の事由、保育標準時間、保育短時間） ② 保育短時間の利用時間の考え方について
平成 27 年 1 月 16 日	保育園連盟園長 会	① 利用定員の設定について ② 認定こども園の保育料の徴収について ③ 認定こども園の保育料口座振替について ④ 保育料について ⑤ 子ども・子育て支援事業計画について

2 計画素案に対する意見公募

(1) 意見公募実施の概要

① 公募の目的

計画策定にあたり、市民の皆様の意見を反映した計画とするため、素案に対する意見を募集したものの。

② 募集対象

市内に住所を有する人

市内に事務所または事業所を有する人

市内の事務所または事業所に勤務する人

③ 募集期間

平成27年1月16日（金）～1月30日（金）

④ 提出方法

郵送、ファックス、電子メールまたは持参（投函箱設置箇所への投函含む）による。

※ 投函箱設置箇所（市役所福祉課、保健センター、教育委員会、九ちゃんクラブ、社会福祉協議会）

⑤ 提出様式

様式は自由。必須事項として、提出する方の住所、氏名（団体名）、電話番号を必ず記載。

⑥ 計画素案の閲覧方法

市のホームページでダウンロードできるほか、投函箱設置箇所に設置。

⑥ 出された意見 2件

(2) 提出された意見

No	ご 意 見	本計画での対応
1	<p>意見と言うより感想です。</p> <p>各種統計やアンケートの意見によって、現実実態や将来の見通しが把握できます。</p> <p>また、受け皿となる支援や体制などの一覧を見ると、市や関係機関の姿勢と努力が窺えます。計画の作成、大変ご苦労さまでした。市民の一人として今後もお世話になります。協力できることは積極的に協力したいと思っております。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見に大変感謝しております。</p>
2	<p>子ども・子育て支援事業計画案を読ませて頂きましたが、細かく分析され、記載されているのに驚きました。私自身1歳、10歳の子どもを持つ転勤族の主婦ですが、人吉市は人柄の良い方が多いと感じます。ですが、少し残念に感じる部分もあります。まず、図書館の規模です。職員の方はとても丁寧で熱心なのですが、蔵書数と閲覧スペースの狭さが、初めて訪れた時に目につきました。医療費助成も最近になり拡大されたのは、少し遅れているな・・・と感じていました。また、自治体によっては紙おむつ利用世帯にはごみ袋の支給もあるそうですが、人吉市には案が出ていない様ですね。また、せっかくの観光地でいい温泉もたくさんあるのに市外の友人に「人吉と言えば・・・」と聞いても、「温泉・・・かな？」としか言わず他に見どころがあるのに残念だなあと感じています。もう少しアピールをして頂ければ魅力ある人吉を知って頂けて、「ここで観光の仕事がしたい！」と若い人も集まるのではないかと思います。以前阿蘇に住んでいましたが実際にそういう若者もいました。</p> <p>これからも住みやすい楽しい人吉市であって欲しいと思っています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。医療費助成につきましては、平成26年7月から対象年齢の範囲を拡大しておりますので、今後の状況を見ながら検討していく予定です。</p> <p>また、図書館の規模等、紙おむつ利用世帯へのごみ袋支給、観光振興につきましては、関係部署へ報告し、検討させていただきたいと考えています。</p>